

第2章 消防同意等の事務処理基準

第1節 主旨

この基準は、法第7条第1項及び建基法第93条第1項の規定に基づく消防長等への同意（以下、「消防同意」という。）並びに建基法第93条第4項の規定に基づく消防長等への通知（以下、「消防通知」という。）に係る事務処理を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。